



# 児童扶養手当 現況届について



現況届とは、児童扶養手当を受給している方が、引き続き児童扶養手当を受けるときの要件を満たしているかを確認するため、**毎年8月中**に提出いただく書類です。

所得制限に該当するため手当を全部支給停止されている方も現況の提出をお願いいたします。

**提出〆切：令和6年8月30日（金）まで**

**Q.現況届を提出しないとどうなりますか？**

現況届の提出がない場合は、受給要件の確認ができないため、支給を一時停止します。  
また、現況届の提出がないまま2年が経過すると、時効により児童扶養手当の受給資格が消滅しますので、ご注意ください。

**Q.提出期限を過ぎた場合はどうしたらいいですか？**

提出期限を過ぎても必ず提出してください。  
提出期限を過ぎた場合は、提出いただいた時期によっては、手当の支給が遅れる場合があります。

**Q.現況届は郵送で手続きすることはできますか？**

できません。役場町民課の窓口で受給資格本人から必要な範囲で世帯の状況などを聞き取りしながらの手続きとなります。  
また、代理人による手続きも受け付けておりませんので、必ず受給資格者本人がお越しください。

**お願い**



本人への聞き取りをしますので、1人につき15分ほどお時間がかかり、受付期間は混雑が予想されます。



手続き時間短縮のため、書類は**ご自宅で事前に記入してから**ご持参ください。



書き方がわからない方は、下記お問合せ先までお電話ください。



**住所・氏名・振込口座に変更があった場合**

現況届での変更はできませんので、その場でお申し出いただくか、事前にご連絡いただくと必要書類をお送りいたします。

**【お問合せ先】**

四万十町役場 本 庁 町 民 課 ☎ 0880-22-3117  
大正地域振興局 町民生活課 ☎ 0880-27-0112  
十和地域振興局 町民生活課 ☎ 0880-28-5112

